

基金だより 2014・春

全国信用保証協会厚生年金基金

●第109号●



上田城跡公園の桜／長野県

平成26年度

事業計画・予算が決まりました

当基金の平成26年度予算は、2月19日(水)に開催されました第86回代議員会において審議され、全会一致で可決・承認されましたのでお知らせいたします。

事業計画

平成26年度の事業運営については、円滑な業務運営の実施並びに年金基金に関する必要な情報提供を各協会及び受給者に行い、加入員・年金受給(権)者の福祉の向上に努め、健全な財政運営と適正な業務運営を図ります。

次に、厚生年金基金制度に対する厚生労働省の動向に注視しつつ、将来とも安定的かつ持続的発展を図るための検討を行います。

平成26年度に実施する主な事業は、次のとおりです。

1. 厚生年金基金制度の見直し、検討について

「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」及び関係政省令に基づき現行制度の見直し検討を行い、財政基盤を強固にし、安定的かつ持続的発展ができる厚生年金基金制度等の確立の検討を基本問題検討委員会において行います。

2. 資産運用について

運用機関の評価を運用コンサルタントの分析・助言を参考に定期的に行います。そして、基本問題検討委員会の意見を踏まえ、より一層

適正な事業運営と運用の効率化に努めます。

3. 情報開示について

基金事業運営状況について、広報誌(基金だより、はればれ)及びホームページを活用して情報開示に努めます。

4. 年金相談・広報について

(1)連合会及び各協会で「ライフプランセミナー」を実施する場合は、年金についての講座及び個別の年金試算額に基づく年金相談を行い、セミナーの支援に努めます。

(2)55歳以上で基金を脱退した者に老後生活にかかるライフプランの冊子を配布します。

(3)事業主・加入員及び受給(権)者に対し、広報誌(基金だより、はればれ)及びホームページの内容の充実に努め、年金に関する情報提供を行います。

ホームページについては、加入員及び受給者に情報の提供媒体として一層手軽に活用していただくために、一部変更いたします。

(4)年金相談については、専用のフリーダイヤル等により随時年金相談に応じ判りやすい説明に努めます。

年金経理

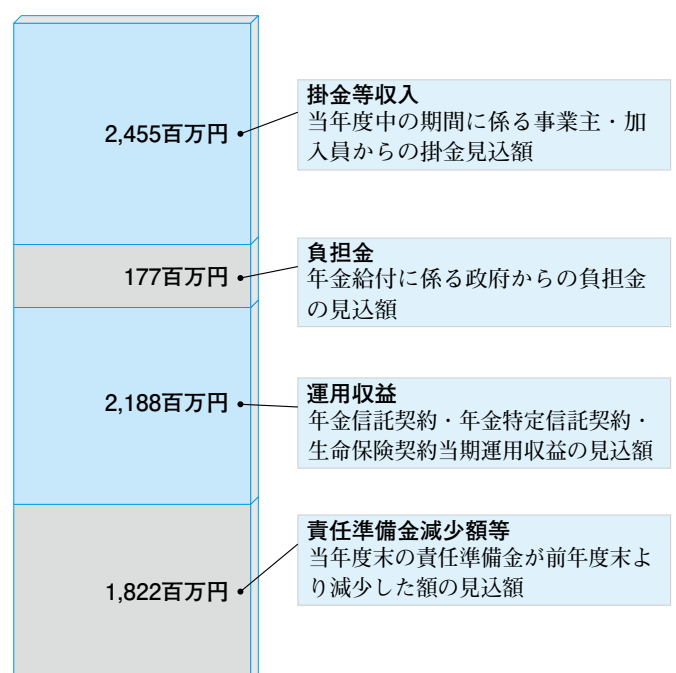
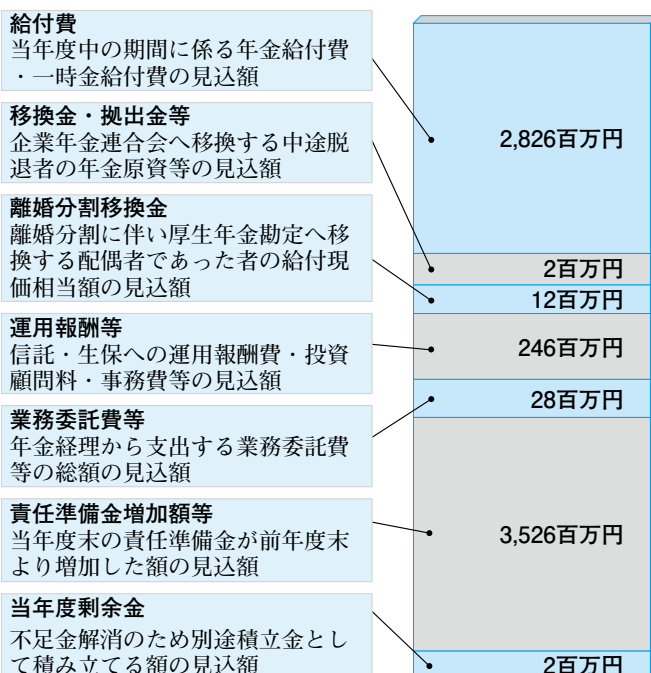
年金経理は、基金が行う年金資産の管理や年金・一時金給付費の収支を取り扱う会計です。平成26年度予算につきましては、収益勘定として加入員や事業主からの掛金収入、政府負担金、年金資産の運用収入等で66億42百万円を見込んでおり、費用勘定として年金や一時金の給付費、受託機関への運用報酬及び業務委託費、給付債務増加額等を合計して66億42百万円を見込んでおります。

平成26年度の予定損益及び予定貸借は次のとおりです。

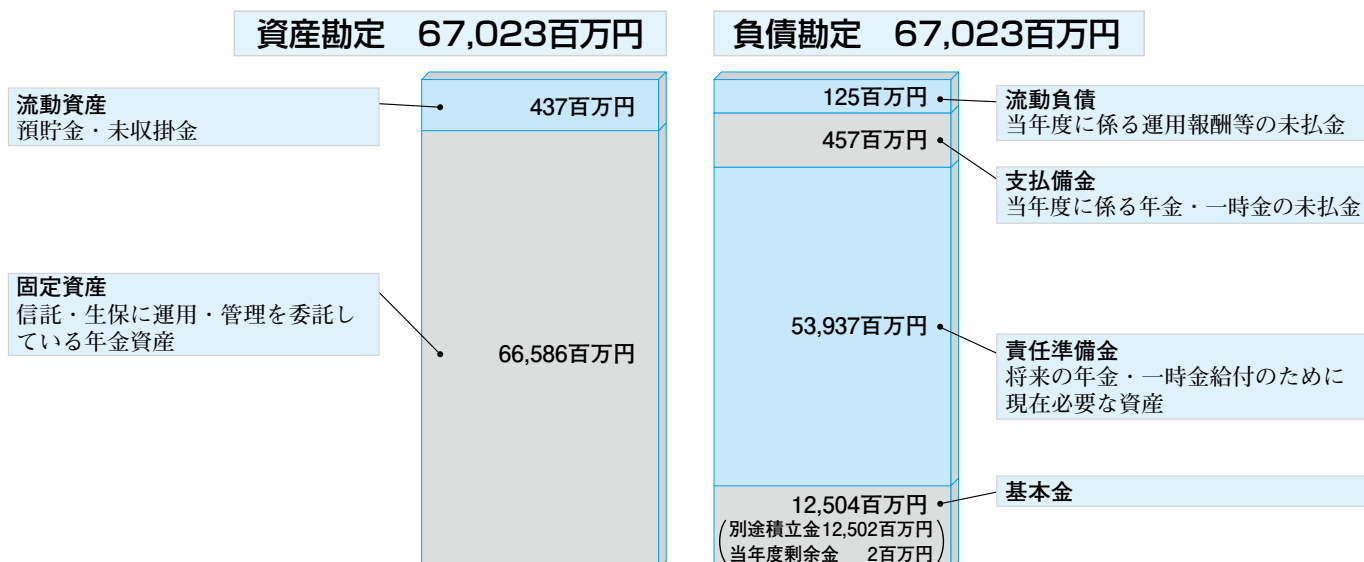
■予定損益計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

費用勘定 6,642百万円

収益勘定 6,642百万円



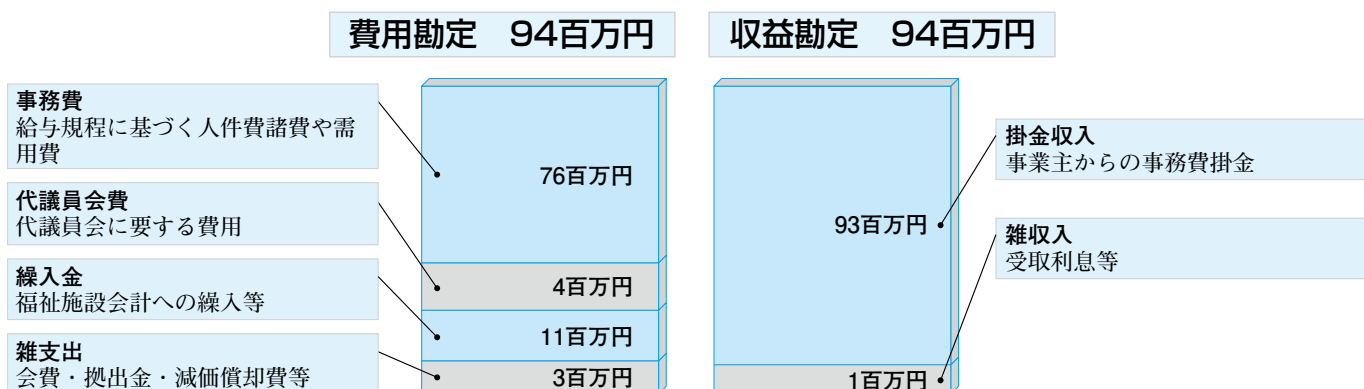
■ 予定貸借対照表 (平成27年3月31日現在)



業務経理・業務会計

業務経理の業務会計は、年金経理をサポートする会計で、基金の業務遂行上必要とする費用収支を扱います。

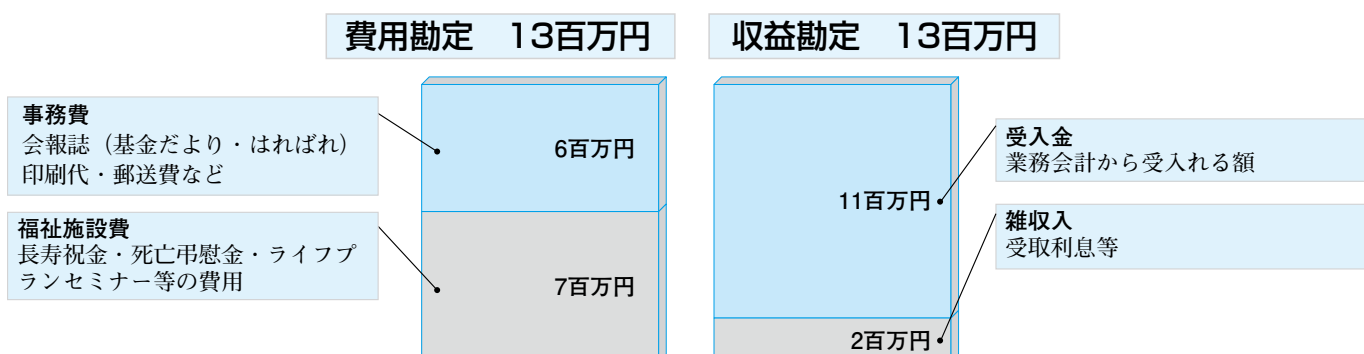
■ 予定損益計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)



業務経理・福祉施設会計

業務経理の福祉施設会計は、福祉施設事業について必要とする費用を扱います。「基金だより」、「はればれ」の発行等にかかる事務費、受給者の方への長寿祝金の支給にかかる福祉施設費が主な内容です。

■ 予定損益計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)



第86回代議員会で審議された事項

- 報告事項** 報告第1号 厚生年金基金平成25年度業務状況(4月～12月)について
報告第2号 厚生年金基金加入員記録・被保険者記録突き合せについて
報告第3号 厚生年金基金の理事及び職員の資産運用に係る研修の受講状況について
報告第4号 厚生年金基金制度改正の主な内容について
報告第5号 業務経理の予算流用について(理事長専決処分)

- 議案事項** 議案第1号 平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
議案第2号 国内私募不動産「レ・シュール2」の保有物件売却について
議案第3号 厚生年金基金規約・規程の一部変更について
議案第4号 厚生年金基金業務経理の余裕金運用規程(案)の新設について



▲第86回代議員会

基本問題検討委員会の答申について

平成26年1月21日(火)に、国内私募不動産「レ・シュール2」の償還について検討されたいと基本問題検討委員会に諮問され、検討・議論を行った結果が、平成26年2月18日に答申書としてまとめられ、理事長あて答申されました。

諮問書

国内私募不動産「レ・シュール2」の償還について検討されたい。

答申書の内容

国内私募不動産「レ・シュール2」の対象物件売却については、本ファンドの投資対象である賃貸住宅の売却益プラス分配金について、当初想定3.3%を上回るリターン5.9%と高い率で運用されている一方で、投資対象物件の主要テナント退去リスクも顕在化してきたことから、売却のタイミングであると判断されるので了承する。

基本問題検討委員会委員

役 職	氏 名	所属事業所
委員長	今 田 武 男	山口県信用保証協会
副委員長	田 中 一 博	秋田県信用保証協会
委 員	磯 貝 恒 夫	全国信用保証協会連合会
委 員	梨 本 剛 司	東京信用保証協会
委 員	森 谷 政 則	横浜市信用保証協会
委 員	良 知 雅 和	静岡県信用保証協会



▲第2回基本問題検討委員会答申書

開催日

- 第1回 平成26年1月21日(火) 八重洲富士屋ホテル
第2回 平成26年2月18日(火) 八重洲富士屋ホテル

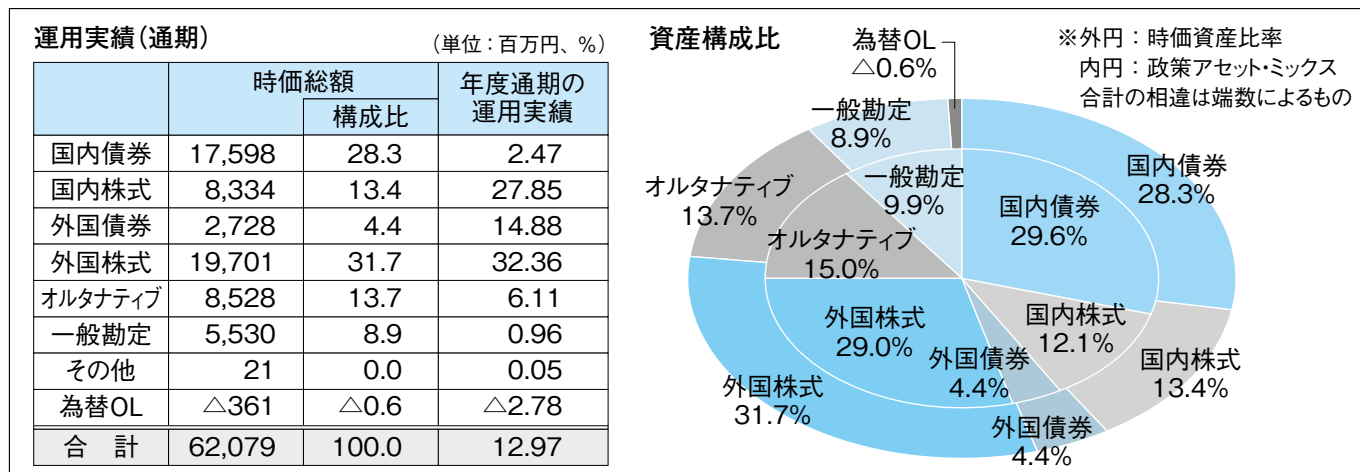
資産運用状況

(平成25年4月～12月)

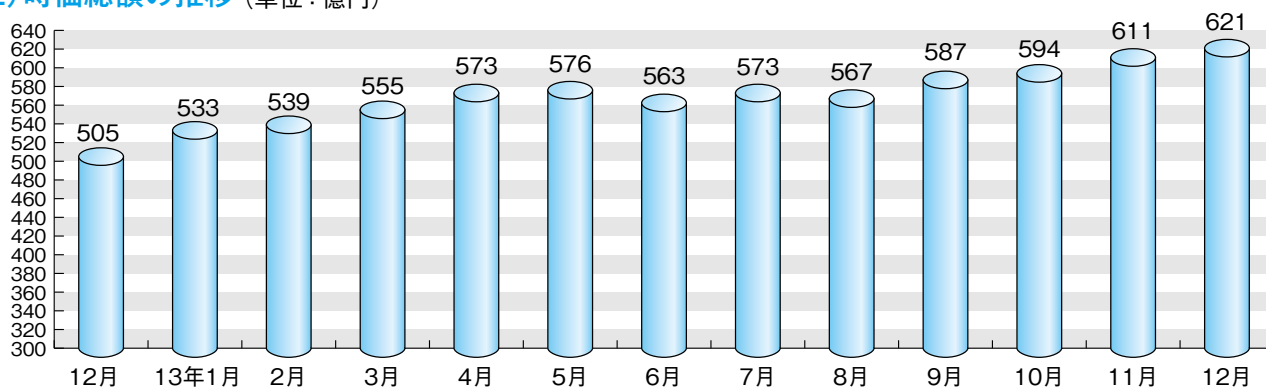
①年金資産額 平成25年3月末日 555億円
平成25年12月末日 621億円

②平成25年度資産運用状況

(1)運用実績と資産構成比 (平成25年12月末現在)



(2)時価総額の推移 (単位: 億円)



ホームページの変更について

当基金のホームページにつきましては、加入員及び受給者等への情報の提供媒体として一層手軽に活用していただくために、一部を変更します。

なお、ホームページアドレス (URL) は変更ありません。

また変更作業は短時間でを行う予定ですが、変更中にご迷惑をおかけします。

今後も、ホームページ内容の更なる充実と価値ある情報の提供に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



表紙の写真 (上田城跡公園／長野県)

真田昌幸、幸村父子が立てこもり、関ヶ原の戦いに向かう徳川秀忠を7日間足止めしたことで知られる上田城。関ヶ原の戦いの後に廃城とされたものの、その後この地を治めた仙石氏によって再建された。旧本丸、二ノ丸などが上田城跡公園として整備されており、市民の憩いの場となっている。4月上旬から下旬にかけて「上田城千本桜まつり」が開催され、コンサートや夜桜のライトアップなど様々なイベントが行われる。

基金の現況

(平成26年12月末現在)

加入員数

男性 4,522人
女性 1,801人
計 6,323人

年金受給者数

男性 3,219人
女性 195人
計 3,414人

平成
26年度

国の年金改正の実施事項

社会保障の安定と、そのための財源確保・財政健全化を達成することを目的として「社会保障と税の一体改革」が議論されてきました。その議論をもとに年金改革関連法が公布されており、一部の法律が平成26年4月から施行されます。そのうち、基金の加入員であるみなさんにも関連があると思われる事項をお知らせします。

■産前産後休業期間中の保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

●産前産後休業期間中の保険料免除

- ※ **平成26年4月30日以降** に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。
- ・産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

●産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- ※ **平成26年4月1日以降** に産前産後休業が終了となる方が対象となります。
- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

●産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

《イメージ》

- ・青い太線（**—**）は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・青い破線（**……**）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。

休業等	育児休業（第1子）	就業（3歳未満の第1子を養育）	産前産後休業（第2子）
標準報酬月額	保険料免除	育児休業等終了時改定 下回る前の標準報酬月額とみなす	特例措置の終了
		実際の給与額	保険料免除

■父子家庭への遺族基礎年金の支給

- 遺族基礎年金の支給対象者は「子※のある妻」または「子※」とされていた。父子家庭にも遺族基礎年金を支給するため「子※のある夫」を支給対象者に含め、「子※のある配偶者」となる。
 - 実施日前に妻が亡くなった場合は支給対象外。
 - 遺族厚生年金の特別加算も「子※のある配偶者」に支給される。
- ※子とは、未婚で「18歳到達年度の末日までの子」または「20歳未満で障害年金の障害等級1・2級に該当する子」。

●遺族基礎年金の受給者と金額（平成26年度）

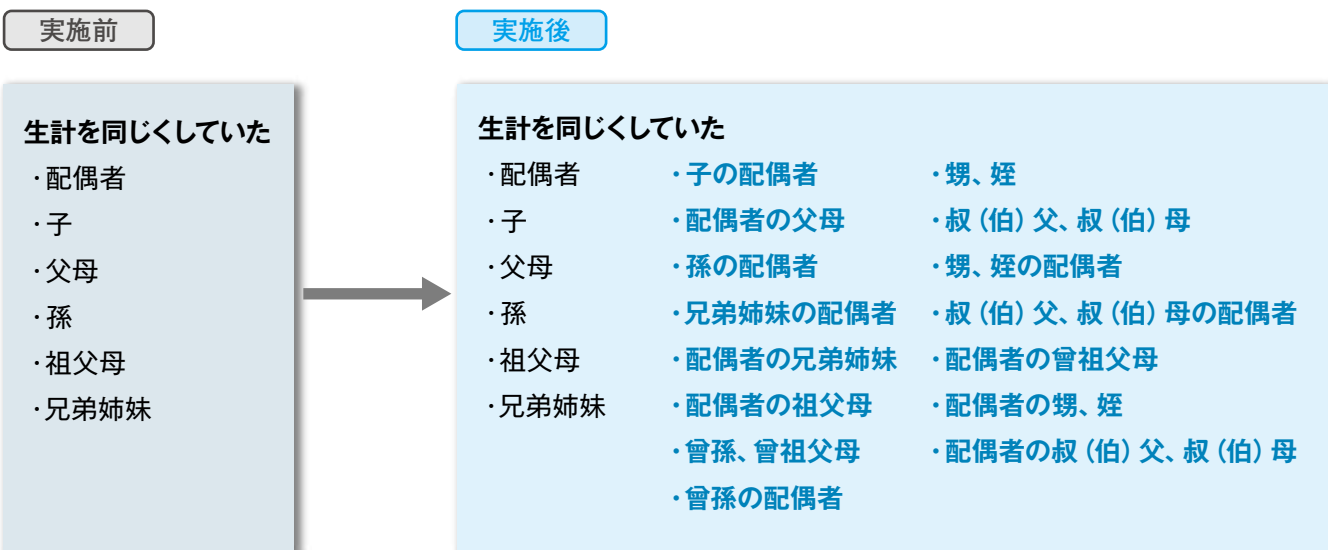
	子の数	基本額	加算額	合計額
子のある配偶者	1人	772,800円	222,400円	995,200円
	2人	772,800円	444,800円	1,217,600円
	3人	772,800円	518,900円	1,291,700円
子	1人	772,800円	—	772,800円
	2人	772,800円	222,400円	995,200円
	3人	772,800円	296,500円	1,069,300円

※子の数が上記より多い場合は、以降1人につき74,100円が加算されます。

■未支給年金の請求範囲を3親等までに拡大

- 年金受給者が死亡した場合、生計を同じくしていた2親等内の親族の一部に限り未支給の年金（死亡月分）を受給できた。実施後は生計を同じくしていた3親等内の親族が受給できる。支給順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦それ以外の3親等内の親族。

【未支給年金の支給範囲】



薬膳にも使われるスタミナ野菜

ニラ



餃子 子やレバニラ炒め、チヂミなどの食材として活躍するニラ。シャキシャキとした歯ごたえと、独特の強い臭気の特徴で、ニンニクなどと並んで「スタミナ野菜」と言われることもあります。

ニラはネギと同じくユリ科の植物で、春先に葉が伸び始め、収穫してもまたすぐに同じ株から葉が伸びてくるので、年間を通して入手できる野菜です。特に春先の葉は柔らかく、最も美味しい時期とされています。

中国西部原産とされているニラは、紀元頃から薬膳に使う薬草として栽培されるようになりました。滋養強壮効果があることから、後に仏教の一部宗派では精神修行を妨げるものとして、ニンニクやネギとともに食べるのを禁じる「五葷」に含まれました。その後徐々にアジア全体で栽培されるようになったニラですが、ヨーロッパでは臭気が敬遠されたため、ほとんど広まりませんでした。

日本での栽培の歴史は古く、『古事記』にも「賀美良」という名の薬草として登場しています。明治以降は食材としても使われるようになり、戦後、餃子などの中華料理が広まったことから青果店などの店頭に並ぶようになりました。



ニラの花

食用のニラは大きく3種類に分かれます。一般に目にする緑色の葉のものが葉ニラ。日光を当てずに栽培した黄ニラは、臭いが弱くてほのかに甘いのが特徴で、栽培に手間がかかることから、葉ニラより高価です。花ニラ（観賞用のハナニラとは別のもの）は先端に花がついたまま、油炒めなどで調理されます。

ニラの臭いのもと、タマネギやニンニクなどの臭いのもとと同じ「アリシン」という物質。疲労回復に効果のあるビタミンB1の吸収を高める働きがあり、ビタミンB1を多く含む鶏レバーと合わせたレバニラ炒めは理想的な料理といえます。また、葉にはビタミンEやβカロテンなどが豊富に含まれており、それら栄養素を効率的に摂取することができます。

春は新生活が始まる季節。五月病でやる気が出ないのなら、餃子やレバニラ炒めを食べてみましょう。元気が湧いてくるかもしれません。ただし、食べた後の臭いには気をつけて！

◀ ご飯がすすむ焼き餃子

あ
と
が
き

新年度に入り、緊張した面持ちの新規採用者を迎え入れたことと思います。
新規採用者の皆様にも、厚生年金基金等について易しく理解していただく紙面にするために努めてまいりますので、よろしくお願いします。